

平成二十二年  
九 月 中

# 山梨県公報目録

本紙 第二千七十一号から  
第二千七十七号まで  
号外 第六十四号から  
第七十号まで

凡 例  
公文件名の下に数字上段括弧内は番号、中段はページ、下段は掲載日を示す。

## 規 則

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則 (三四)号外(七〇) 一 二八  
山梨県農業改良資金貸付規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則 (三五)号外(七〇) 同 同

## 告 示

保安林の指定の解除の予定 (二七五) 五一 二  
建築基準法に基づく道路位置指定 (二七六) 同 同  
収納代理金融機関の指定の廃止 (二七七) 同 同  
道路の供用開始 (二七八) 五三七 六  
道路の供用開始 (二七九) 五三九 九  
電線共同溝を整備すべき道路の指定 (二八一) 同 同  
換地計画の適当決定 (二八二) 五四三 一三  
道路の区域変更(二件) (二八三) 同 同  
建築基準法に基づく道路位置指定 (二八四) 同 同  
平成二十二年九月定例県議会の招集 (二八五) 五四四 同  
道路の区域変更(三件) (二八七) 五四九 一六  
道路の供用開始(二件) (二九〇) 五五〇 同  
土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定 (二九二) 五五三 二七

## 公 告

建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等 (二九三) 同 同  
道路の区域変更 (二九四) 五五四 同  
道路の供用開始(二件) (二九五) 同 同  
生活保護法に基づく介護機関の指定 (二九六) 同 同  
生活保護法に基づく介護機関の変更 (二九七) 五五七 三〇  
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (二九八) 五六六 同  
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (二九九) 五六七 同  
道路の区域変更(三件) (三〇〇) 五六八 同  
(三〇二)

平成二十二年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度 号外(六四) 一 一  
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件) 五一 二  
落札者の決定について 五二 同  
砂利採取業務主任者試験の実施 五三 同  
平成二十二年後期技能検定の実施 五三 同  
公聴会の実施(六件) 五五 同  
開発行為に関する工事の完了について 五七 同  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出 五三九 九  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出 五四〇 同  
大規模小売店舗を設置する者の変更の届出 同 同  
土地区画整理組合の事業計画の変更認可 五四一 同

<p>選挙権を有する者の一定数 政治団体の名称等の届出 参議院山梨県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表 収支報告書の要旨の公表</p> <p>号外(六八) 一 二三 同 二 同 号外(六九) 一 二九</p>	<p>選挙権を有する者の一定数 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十一件) 富士川上流地域森林計画の変更案の縦覧 富士川中流地域森林計画の変更案の縦覧 松くい虫駆除命令内容の公表 基準地の標準価格 国土調査の成果の認証 換地処分の実施 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について</p> <p>五四四 一三 同 同 五五〇 一六 同 同 同 同 号外(六七) 一 二二 五五五 二七 同 同 同 同</p>	<p>特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 平成二十一年度における人事行政の運営の状況について 平成二十一年度における人事委員会の業務の状況について 土地改良区役員の退任及び就任 土地区画整理組合の事業計画の認可 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について</p> <p>五六九 三〇 同 同 五七九 同 五八四 同 五八六 同 同 同</p>	<p>公安委員会 非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令</p> <p>五五七 二 五八一 九 五八六 三〇</p>	<p>企業局 山梨県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程</p> <p>五六一 一六</p>	<p>選挙管理委員会 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数</p> <p>号外(六五) 一 一〇 同 同 同 同 同 同</p>	<p>正誤 平成二十二年七月一日付第二千七十一号中</p> <p>五五六 二七</p>	<p>一般競争入札について 山梨県議会事務局職員児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程を廃止する訓令 山梨県議会事務局規程の一部を改正する訓令</p> <p>五三二 二 五八七 三〇 同 同</p>	<p>選挙管理委員会 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数</p> <p>号外(六五) 一 一〇 同 同 同 同 同 同</p>
--	--	---	--	---	---	---	---	---



平成二十二年十月四日 印刷  
平成二十二年十月四日 発行

発行者  
印刷所

甲府市丸の内一丁目六番一号  
山梨県  
株式会社  
甲府市北口二丁目六番  
サンニチ印刷